

## ◇各種公共料金について

### 〔国民健康保険税〕※令和8年4月1日現在

国民健康保険税は、国民健康保険に加入されている人を基礎に世帯ごとで計算されます。算定方法は、下記の区分に基づき算定され、その合計が年間の税額になります。

区 分	課税対象	医療分 税率	後期高齢者 支援金分 税率	介護分 税率 *
所 得 割	前年中の総所得から基礎控除 43万円を差し引いた額	5.8%	2.45%	2.0%
均 等 割	国民健康保険加入者 1人につき	23,500円	9,700円	14,400円
平 等 割	1世帯につき	15,400円	6,400円	— 円
課税限度額 (上記3つの合計額の上限)		66万円	26万円	17万円

\*介護分は、国民健康保険加入者の内、40歳以上65歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されます（それ以外の方の所得や人数などは、介護分の計算には影響しません）。

### 〔介護保険料〕※令和8年4月1日現在

介護保険料は、低所得者への負担が大きくなりすぎないように、段階的に調整されています。下田市の介護保険料は下記の表のとおりです。

区 分			保険料率	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	0.285 (軽減措置後)	18,800円
第2段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が82万6,500円超120万円以下の方	0.485 (軽減措置後)	32,000円
第3段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	45,200円
第4段階	本人が住民税課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	0.900	59,400円
第5段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が82万6,500円を超える方	1.000	66,000円
第6段階			本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	79,200円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	85,800円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	99,000円
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	112,200円		
第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	125,400円		
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	138,600円		
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	151,800円		
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上	2.400	158,400円		

**【後期高齢者医療保険料】 ※令和8年4月1日現在**

75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入する高齢者の医療制度です。

令和8年度4月分保険料より「子ども・子育て支援金」(子ども分)がはじまりました。

※制度についての詳細は子ども家庭庁のホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>

**【令和8年度の保険料率等】**

	医療分	子ども分
所得割率	9.35%	0.25%
均等割額	51,100円	1,400円
賦課限度額	85万円	21,000円

○年間保険料の計算方法

年間 保険料	=	均等割額	+	所得割額		×	医療分
		医療分 51,100円		$\left( \begin{array}{l} \text{前年の} \\ \text{総所得} - 43 \text{万円} \\ \text{金額等} \\ \text{(旧ただし書所得)} \end{array} \right)$	子ども分		
		子ども分 1,400円			9.35%		
							0.25%

※医療分と子ども分それぞれの100円未満の端数は切捨てになります。

※保険料は年度(4月から翌年3月までの12か月)で計算されます。

※年度途中で加入された場合は、加入された月の分から計算されます。

※医療分と子ども分の合計額が年間保険料になります。

**【保険料の軽減措置】**

所得の低い人や健康保険組合の被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。なお、均等割額の軽減判定時には保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等にかかる所得からは、さらに15万円を控除します。

世帯主及びすべての被保険者の 総所得金額等の合計	軽減の割合
(43万円 + (給与所得者等の数 <sup>※1</sup> - 1) × 10万円) 以下のとき	7割 <sup>※2</sup>
(43万円 + (給与所得者等の数 <sup>※1</sup> - 1) × 10万円 + 31万円 × 世帯の被保険者数) 以下のとき	5割
(43万円 + (給与所得者等の数 <sup>※1</sup> - 1) × 10万円 + 57万円 × 世帯の被保険者数) 以下のとき	2割

※1 給与所得を有する人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))

※2 医療分については7.2割と読み替えます。

**〔水道料金〕 ※令和8年4月1日現在**

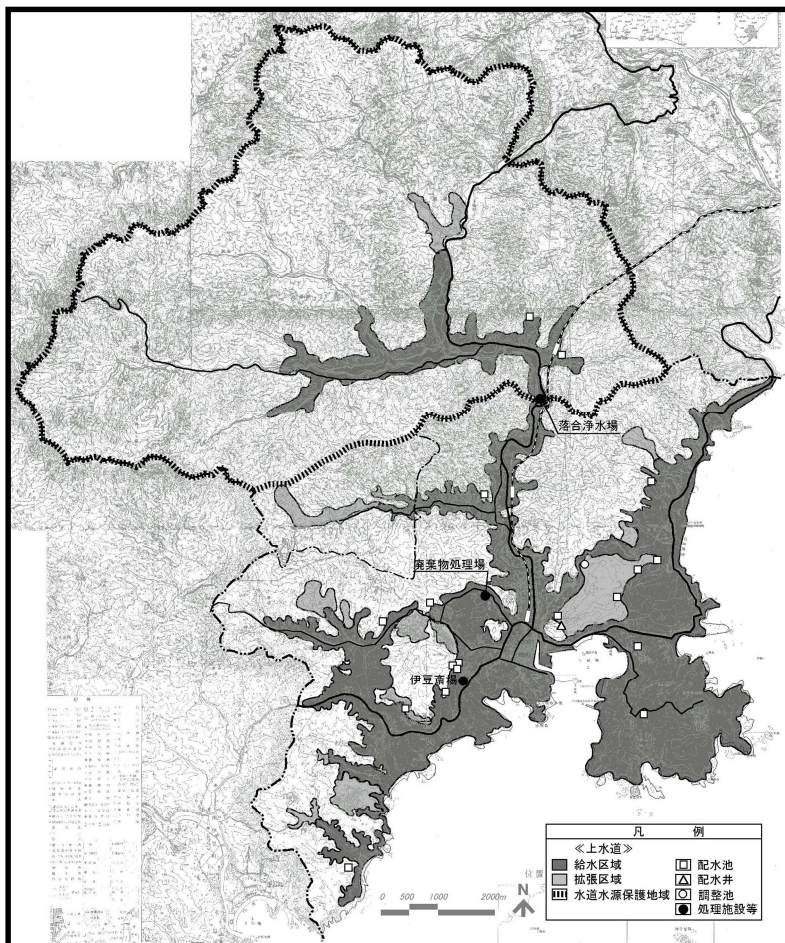
**＜水道使用料金(普通給水)＞**

この料金表は消費税法に基づく総額表示（消費税相当額を含む金額）であるため、1円未満の端数処理の関係により、この表で求めた金額と実際の請求額が異なる場合がございます。

※令和3年4月1日より総額表示が義務付けられています。

口径 (mm)	基本料金	超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）				
		0～10 m <sup>3</sup>	11～ 20 m <sup>3</sup>	21～ 50 m <sup>3</sup>	51～ 100 m <sup>3</sup>	101～ 200 m <sup>3</sup>
13	1,166 円	148 円	166 円	184 円	214 円	243 円
20	2,946 円					
25	4,543 円					
30	6,140 円					
40	12,281 円					
50	18,421 円					
75	46,055 円					
100	76,760 円					

**《上水道区域》 ※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。**



**〔下水道料金〕 ※令和8年4月1日現在**

下水道使用量の算出は、使用水量によって決定します。

- ・ 上水道の場合は、上水道の使用量(水道検針値)
- ・ 上水道以外の水(井戸水、温泉水など)を使用した場合は、その使用水量。

基本使用料		超過使用料（排除汚水量 1 m <sup>3</sup> につき）	
10 m <sup>3</sup> まで	1,320 円	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	165 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	176 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	187 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	198 円
		200 m <sup>3</sup> を超えるもの	209 円

**《下水道区域》 ※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。**

